

2022年（令和4年）3月25日

株式会社毎日新聞社

代表取締役社長 丸山 昌宏 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉久



〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

電話 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 間瀬・鈴木法律事務所 弁護士 鈴木 尉久

電話 0797-61-5215 FAX 0797-61-5216

通 知 書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴社の本年1月26日付け「回答書」を拝受いたしました。

貴社が昨年7月、新聞購読料を月額4037円（税込み）から月額4300円（同）へ値上げされるに際して、当法人が昨年6月22日付け「申入書」において要請した事項について、ご検討、ご対応くださったことに謝意を表します。

当法人の要請内容と、貴社のご回答内容について、骨子を別紙に記しました。

貴社の新聞購読契約書に記載されている「購読料の改定が行われた場合は新購読料とします」との条項（本件契約条項）を削除する点に関しては双方の見解が相違しておりますが、一方、新聞販売店等に対して、今般の購読料の値上げに関して購読者の理解と同意を得るよう努めるように、また、購読者からの解約を不当に制約することのないように要望されているかに関しては「定価改定前に販売店の会合で説明し、その後は担当者が販売店を訪問して読者とのトラブルを防ぐため細心の注意を払うよう要望している」とご回答をいただきました。

後者は、継続的売買契約である新聞購読契約の代金値上げ（消費者契約の対価の一時的な変更）が行われる場合に消費者がその契約から離脱する自由を認め、新聞販売店が解約を拒絶しないよう指導されている旨を明らかにされたと評価いたします。

当法人は、本件契約条項は消費者契約法10条に該当すると考えており、引き続きその削除を要望したく存じますが、貴社は今般の購読料値上げにおける本件契約条項の運用に関しては消費者利益の保護に向けた一定の措置をとられているものと判断し、いったん交渉を終了いたします。

【別紙】

1. 申入れの経緯

- (1) 2021 年 6 月 22 日 当法人から貴社に対して「申入書」を送付。
- (2) 2021 年 7 月 19 日付け 貴社の「回答書」を拝受。
- (3) 2021 年 12 月 16 日 当法人から貴社に対して「再申入書」送付。
- (4) 2022 年 1 月 26 日付け 貴社の「回答書」を拝受。

2. 申入れに対する回答の骨子

	当法人の申入れの骨子	貴社からの回答の骨子
条項の 削除に 関して	新聞購読契約書から「購読料の改定が行われた場合は新購読料とします」(本件契約条項)との契約条項を削除することを求める。 本件契約条項は一方的対価変更許容条項であり、消費者契約法 10 条に該当する。	本条項は法令に違反するものではなく、削除する必要はないと思料する。 購読者に対し、本条項を含む契約書の内容を説明し、理解いただいたうえで契約していただいている。 今般の購読料の改定は、消費税分を除くと 1993 年 12 月以来 27 年 7 カ月ぶりとなる。この間、新聞の製作、輸送、配達にかかるコストが増大する中、当社は経費削減や業務効率化などの経営努力により、本体価格を据え置いてきた。戸別配達網を維持し、購読者に新聞を確実に届けるため、やむを得ず改定に至った。月額 263 円という改定幅は、必要かつ合理的な範囲にとどまる。以上を総合すれば、本条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとはいえず、消費者契約法 10 条に該当せず、有効と考える。
新聞販 売店へ の指導 に関し て	購読者の個別の同意をとることなく当然に値上げ後の購読料を請求したり、購読料の値上げを承服できないとする購読者が新聞購読契約を解約することも認めない取扱いをすること (以上、2021 年 6 月 22 日付け申入書)	「毎日新聞購読契約書」には、購読料に関して「ご不明な点がございましたら、当販売所にお問い合わせください」と記載し、購読者からの問い合わせに対して、当社及び販売店が真摯に対応している。 販売店は当社と独立した事業者であるが、今回の購読料改定を理由とした解約の要望を不当に制約することがないよう、当社から販売店に申し入れている。 (以上、2021 年 7 月 19 日付け回答書)
	7 月 19 日付けの回答について、以下の 5 点について再説明を求める。 ①新聞販売店等に対し、「本件契約条項が	以下のとおり回答する。 ①そのとおりです。

あるので、購読料は当然に値上げされ、その改定に関して購読者の理解を同意を得る必要はない」旨を過去に伝達したことはないし、今後もするつもりはないか？ ②新聞販売店等に対し、「本件契約条項があるので、購読料は当然に値上げされ、その改定に不服のある購読者が新聞購読契約を解約することは認めなくてよい」旨を過去に伝達したことはないし、今後もするつもりはないか？ ③新聞販売店等に対し、今まで、今般の購読料の値上げに関して購読者の理解と同意を得るよう努めるよう要望し、また、購読者からの解約を不当に制約することのないよう要望したことがあるか？ ある場合には、その時期、方法、内容等について、具体的に説明ください。将来、要望する予定があるなら、それについても説明ください。 ④購読者が、新聞販売店等との間の新聞購読契約における苦情を申し出る苦情相談窓口を設置しているか？ ⑤購読者が、今般の購読料の改定に同意できず新聞購読契約の解約を希望して、新聞販売店等に対し解約を申し入れたが、新聞販売店等がこれを拒み、購読者から苦情が寄せられたという事例を現時点までに把握しているか？ 苦情事例がある場合にはその件数と貴社の対応を、苦情事例がない場合は苦情を把握したときにどのように対応される予定なのかを、説明ください。 (以上、2021 年 12 月 16 日付け再申入書)	②そのとおりです。 ③定価改定前に販売店の会合で説明し、その後は担当者が販売店を訪問して読者とのトラブルを防ぐために細心の注意を払うよう要望している。 ④当社のお客様センターで販売に関するあらゆる苦情を受け付けている。 ⑤指摘にかかる苦情は把握していません。今後、このような苦情が寄せられた場合には、適切かつ丁寧に対応する。 (以上、2022 年 1 月 26 日付け回答書)
---	---